

犯罪被害者等支援条例と支援推進計画について

I 神奈川県犯罪被害者等支援条例の概要

1 目的（第1条）

犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与する。

2 内容

(1) 基本理念（第3条）

- ア 犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援の提供
- イ すべての県民の理解と配慮、自発的な取組の促進
- ウ 県、県民等、市町村の連携、協力による犯罪被害者等支援の推進

(2) 関係者の責務（第4条から第6条まで）

県、県民、事業者、民間支援団体の責務を規定

(3) 犯罪被害者等支援推進計画の策定（第8条）

犯罪被害者等支援施策の総合的、計画的な推進を図るため「犯罪被害者等支援推進計画」を策定

(4) 基本的施策

- ア 総合的支援体制の整備（第10条）
- イ 経済的負担の軽減（第11条）
- ウ 弁護士等による相談体制の充実等（第12条）
- エ 日常生活の支援（第13条）
- オ 心身に受けた影響からの回復（第14条）
- カ 一時的な住居の提供等（第15条）
- キ 人材の育成等（第16条）
- ク 民間支援団体等に対する支援（第17条）
- ケ 県民の理解の増進（第18条）
- コ 事業者の理解の増進（第19条）
- サ 推進体制の整備（第20条）
- シ 地域における犯罪被害者等支援の推進（第21条）

(5) 緊急支援の実施（第22条）

犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合、緊急支援を実施

3 施行期日及び検討

- (1) 施行期日 平成21年4月1日（令和2年7月 一部改正）
- (2) 施行日から起算して5年を経過するごとに検討（附則第3項）
 - ア 平成26年度見直し：改正なし
 - イ 令和元年度見直し：一部改正（新たに「二次被害」を規定）
 - ・平成30年度 委員会において計画改定の検討に合わせ条例の見直しについて検討し、「二次被害、再被害防止、安全の確保」の規定を設けることが必要と報告。
 - ・令和2年7月 新たに「二次被害」を定義する条例の一部改正を行った。

II 第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画の概要

1 策定の趣旨

「神奈川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定めるもの。

2 計画の期間

令和元年度から令和5年度までの5年間

（計画策定当初は、令和3年度に中間検証を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症対応のための全庁的な事務事業の見直し方針を受け、行っていない。）

3 計画の推進、施策の検証等

- ・ 庁内において各部局が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体などと連携して施策を推進
- ・ 年度毎に、施策の実施状況等を取りまとめて公表するとともに、進捗状況を点検し、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら計画を推進
- ・ 計画の最終年度（令和5年度）等は、施策の総合的な検証を行った上で、計画を見直し

4 基本目標

条例を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標として、次の2つの「基本目標」を設定している。

(1) 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、回復することを目標として位置づけ。

(2) 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

非常に深刻な問題である二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目標として位置づけ。

5 重点的取組

犯罪被害者支援施策は多岐にわたることから、重点的に取り組む24の施策を「重点的取組」と位置付けて実施

区 分	重点的取組
1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携	
(1) 総合的支援体制の充実	① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実 ② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化 ③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化 ④ 緊急支援の推進
(2) 地域における支援体制の充実	① 市町村の取組支援と連携の推進 ② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開
(3) 支援関係機関の連携強化	① 支援関係機関ネットワークの充実
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供	
(1) 経済的負担の軽減	① 生活資金貸付の実施 ② 犯罪被害給付制度の周知等 ③ 弁護士による法律相談の実施 ④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施 ⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供
(2) 法律問題の解決への支援	① 弁護士による法律相談の実施（再掲）
(3) 日常生活の支援	① 付添支援の実施 ② 生活支援の充実
(4) 心身に受けた影響からの回復	① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施（再掲） ② 精神科の受診の支援 ③ 自助グループの紹介
(5) 一時的な住居の提供等	① 緊急避難場所（ホテル等）の提供（再掲） ② 住居の確保への支援
3 県民・事業者の理解の促進	
(1) 県民・事業者の理解の促進	① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進 ② 犯罪被害者等理解促進講座の実施 ③ 神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開
4 犯罪被害者等を支える人材の育成	
(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成	① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施 ② 支援者、相談員等に対する研修等の実施 ③ 支援者、相談員等を支える取組の実施 ④ 支援ボランティア登録制度の運用